

令和7年度 滋賀の福祉の現場から生まれた造形の魅力発信業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、標記業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和7年度 滋賀の福祉の現場から生まれた造形の魅力発信業務

(2) 業務の内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月13日(金)まで

3 予定価格

4,400,000 円（消費税および地方消費税 10%を含む。）

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること

・営業種目

大分類：役務 中分類：イベントもしくはデザイン

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、このプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314

5 プロポーザル説明会

開催しない

6 質問および回答の方法等

- (1) 質問方法：質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールにより、「12 連絡先」に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
- (2) 質問期限：令和 7 年(2025 年) 5 月 27 日(火)12 時 00 分
- (3) 回答方法：質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkageizyutsu/>
- (4) 回答期日：令和 7 年(2025 年) 5 月 29 日(木)17 時 00 分を目途に回答する。

7 企画提案書等提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。なお、提案は、1 者につき 1 案とする。

- (1) プロポーザル応募申込書（別紙様式 1）・・・正本（押印文書）1 部
- (2) 下記の登録や認証を受けている場合、それを証明する書面・・・写し 1 部
 - ① 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録
 - ② 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定
 - ③ 高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出
 - ④ ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率を達成している場合は、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写しを添付。
・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合は、障害者を雇用している旨の申立書（様式任意）を添付。
・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合は、認定書の写しを添付。
・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合の認定書の写しを添付。
 - ⑤ ・滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けている場合は、同認証書の写し（県発行）を添付。
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定書の写しを添付。
 - ⑥ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録
 - (ア) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - (イ) 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - (ウ) 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - (エ) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証
- (3) 企画提案書・・・5 部（正本 1 部、副本 4 部）

別紙業務委託仕様書に基づき、以下の内容を記載すること。なお、形式は A4 サイズまたは A3 サイズの紙媒体とし、様式および枚数は問わない。

審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。

- ① 業務の実施体制（業務責任者、展示計画作成者、デザイン担当者等の氏名及び経歴）、運営管理方法
 - ② プラス1か所の展示施設の提案
 - ③ 展示のコンセプト、工夫、狙い、イメージ
 - ④ 展示スケジュール
 - ⑤ 印刷物の提案内容（種類、内容、規格、デザインのイメージ、配架場所等）
 - ⑥ 類似の業務を行った実績
- (4) 受託費用参考見積書・・・5部
出展作品賃借料、展示設営費用、消耗品費、保険料、旅費などの内訳を記載すること。なお、消費税および地方消費税を含み税額を明示すること。
- (5) 参考資料・・・任意1部
本業務に類似した、過去の実績資料

8 提出期限等

- (1) 提出期限
令和7年(2025年)6月9日(月)12時00分必着（受付は最終日以外各日9時から17時まで）
※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。郵送による場合は提出期限までに到着した者に限り受け付ける。
- (2) 提出先
滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課美の魅力発信推進室（滋賀県立美術館内）
〒520-2122 大津市瀬田南大萱町 1740-1
TEL：077-543-2111 FAX：077-543-2170 E-mail：sc0003@pref.shiga.lg.jp
- (3) 提出方法
(2)に示す場所への持参（通用口から入室）または簡易書留郵便による郵送とする。

9 審査および契約予定者決定の方法

- (1) 契約予定者の決定方法
当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点が満点（100点）の6割未満（60点未満）の場合は、契約予定者とししない。
- (2) 審査会
当課および関係所属の職員による3名の委員をもって設置する。
- (3) 評価項目および評価点
評価項目および評価点については、下表のとおりとする。

番号	評価基準	評価項目	評価点
ア	企画提案に対する評価基準		75

1	企画の妥当性（１） 【業務に対する考え方】		福祉の現場から生まれた造形作品や事業の趣旨を理解した上で行われた提案内容となっているか。	15
2	企画の妥当性（２） 【内容・構成】 <①②の合計>		福祉の現場から生まれた造形作品や現場についての理解が深まり、興味を持てるような内容であるか。	20
	①	実物・パネル等の展示	福祉の現場から生まれた造形作品の魅力を伝え、作品がより映えるレイアウトであるとともに、作品の安全性が考慮され、展示施設的环境を配慮した実物展示の内容であるか。 ならびに滋賀県内の福祉の現場での取組を効果的に紹介するパネル等展示であるか。	10
	②	印刷物の作成	事業概要ならびに造形作品および展示施設を紹介するにあたり、適切な内容および規格であり、効果的な配布先の提示があるか。	10
3	企画の妥当性（３） 【観光・周遊への誘客】 <①②の合計>		作家や作品に関心をもち、実際に展示先や福祉施設に足を運んでももらえるとともに、滋賀の美の魅力をテーマとした観光や周遊のきっかけとなるような効果がある内容か。	30
	①	印刷物の内容	作家や作品に関心を持ち、作品に出会えるスポットに実際に足を運んでももらえるとともに、滋賀の美の魅力をテーマとした観光や周遊に繋がる内容であるか。	10
	②	展示の内容	展示施設のその他１か所として、滋賀の福祉の現場から生まれた造形の魅力を効果的に発信し、観光や周遊に繋がる場所を提案できているか。	20
4	経済性		次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の 80%未満…評価点の満点 予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点 予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点 予定価格の 90%以上 95%未満…評価	10

		点の満点の 40%の点 予定価格の 95%以上…評価点の満点の 10%の点	
イ 経営状況等に対する評価基準			19
5	業務の運営管理	業務を適切かつ確実に実施できる体制か。	10
6	業務実績	県内外で美術作品や作家を紹介する展示業務の請負実績はあるか。	6
7	地域優先	滋賀県内に本店を有しているか。	3
ウ 社会政策推進への配慮に対する評価基準			6
8	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。		1
9	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
10	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		1
11	障害者の雇用に関し、次のいずれかに該当するか。 (1) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている (2) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者で、障害者を雇用している (3) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている		1
12	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、もしくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか		1
13	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録		1

	③特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録	
	④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
		総合点
		100

- (4) 審査の結果については全ての参加者に対し速やかに文書で結果を通知する。
- (5) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更を行ったりする場合がある。
- (6) 契約協議の結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (7) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として協議を行うことがある。

10 失格

次の各号に該当した場合、提出書類受領後においても失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他注意事項

- (1) 提案書等の提出書類は返却しない。ただし、本プロポーザル以外には使用しない。
- (2) プロポーザルの参加に要する経費は、全て各参加者の負担となる。
- (3) 提出された提案書等を受理した後の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (5) 提出された提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。ただし、提案書に対して第三者から情報公開請求があった場合は、この限りではない。
- (6) 提案書作成時において入手した個人情報等は適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。

12 連絡先

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課美の魅力発信推進室（滋賀県立美術館内）

担当：雲出、小林

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町 1740-1

TEL：077-543-2111 FAX：077-543-2170 E-mail：sc0003@pref.shiga.lg.jp